

いじめ見逃しゼロ! いじめ防止対策推進法に基づく清川中の取組

帯広市立清川中学校長 小野 稔之

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

インターネット上も含めた、心理的又は物理的な影響を与える行為

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月程度）継続していること。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

清川中学校 いじめ防止基本方針 (概要)

三者が連携・協働し、居場所・絆・環境の「三づくり」を要に「いじめ見逃しゼロ」と「いかなる理由があってもいじめは行ってはならない100%」を目指す。

- 学校の責務……加害生徒に加害行為を認識させる
 - 教職員の責務……いじめが発覚した場合、組織的に対応する
 - 保護者の責務……未然防止のために、意識を一層高める
- 些細なトラブルの背景や状況の確認把握をするため、全教育活動での生徒指導の四機能を生かした生徒指導の充実により、未然防止に努める。

清川中学校 いじめ対策組織 (組織と役割)

【構成員】教頭・生徒指導主事・生徒指導部・養護教諭

(学校運営協議会委員・PTA三役・SC)

- 【役割】① 開発的・予防的な生徒指導計画の策定(年間計画)
- ② 毎週の生徒の生活状況報告の調整
- ③ 教育相談体制の整備・充実
- ④ いじめ発覚時の情報収集・整理・分析と組織的対応調整

清川中学校 いじめ防止プログラム (主な内容)

◎ 全教育活動を通して、いじめの未然防止に努める。

- ① 特活等の教科・領域等の関連
 - ・教育相談 ・運動会 ・文化祭 ・保育実習 等
- ② 生徒会活動等の関連
 - ・小中連携 ・地域ボランティア ・いじめ防止サミット 等
- ③ 社会教育と連携した体験活動との関連
 - ・おびひろ市民学 ・職業体験学習 ・スクールコラボ ・全校課題研究学習
- ④ 道徳教育・情報モラル教育等との関連
 - ・命と心を守る取組(自殺予防) ・SNS等インターネットトラブル防止等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください

いじめに関する相談は学級担任の他、部活動の顧問など相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。相談窓口として「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の清川中学校の「いじめ対策組織」担当は、教頭(北岡)です。

連絡先0155-60-2055(学校代表電話)

北海道の主な相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (24時間子供 SOSダイヤル)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24時間
北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日 24時間
こころの電話相談	0570-064-556	平日 9:00~21:00 土日祝 10:00~16:00
いじめ相談電話(十勝教育局)	0155-23-4950	平日 9:00~17:15
教育相談センター(帯広市教育委員会)	0155-25-2595	平日 9:00~17:00

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援センター
イメージキャラクター